

SHINWA NEWS

贈与税の概要について

令和8年10月
(No. 41)

相続税の税率よりも贈与税の税率の方が高いため、若年層への資産移転が進みにくいこと等を踏まえ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、令和5年度税制改正において相続税法等の改正が行われました。

そこで今回は、贈与税の概要についてご紹介いたします。

[1] 贈与税とは

(1)概要

贈与税は、個人から贈与により財産を取得したときにかかる税金です。

法人から贈与により財産を取得したときは、贈与税ではなく所得税がかかります。

また、自分が保険料を負担していない生命保険金を受け取った場合、あるいは債務の免除などにより利益を受けた場合などは、贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。

ただし、死亡した人が自身を被保険者として保険料を負担していた生命保険金を受け取った場合は、贈与税でなく相続税がかかることになります。

夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものについては贈与税がかかりません。

なお、贈与税がかからない財産は、生活費や教育費として必要な都度直接これらに充てるためのものに限られます。したがって、生活費や教育費の名目で贈与を受けた場合であっても、それを預金したり株式や不動産などの買入資金に充てている場合には贈与税がかかることになります。

(2)贈与税の申告・納税

贈与税の申告と納税は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までにしなければなりません。

[2] 贈与税の課税方法

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、受贈者（贈与を受けた方）は贈与者（贈与をした方）ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

(1)暦年課税

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から暦年課税に係る基礎控除額110万円を差し引いた残りの額に対してがかかります。

したがって、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません（この場合、贈与税の申告は不要です。）。

贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の受贈者が、父母や祖父母などの直系尊属から贈与により財産を取得した場合のその財産に係る贈与税額の計算に当たっては、税率が緩和されます。

(2) 相続税精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、その年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から相続時精算課税の基礎控除額110万円と特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を掛けて算出した金額の贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に納付した贈与税額を控除するものです。

相続時精算課税は要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。

なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

(要件)

イ 贈与者は贈与をした年の1月1日において60歳以上の方(父母や祖父母など)

ロ 受贈者は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

[3] 相続財産の加算の対象となる贈与財産

(1) 暦年課税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その相続開始前7年以内(改正前は3年以内)に被相続人から暦年課税による贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。

ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されません。

(加算対象間)

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

(2) 相続時精算課税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額から、基礎控除額を控除した残額を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。